

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則をここに公布する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第28号

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市保育事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 保育所運営に係る法人選定基準の策定に関すること。
- (2) 応募者に係る調査及び審議に関すること。
- (3) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議に関すること。

2 前項に掲げる事務の対象は、次に掲げる保育所とする。

- (1) 瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第3条に規定する保育所
- (2) 市が公募する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に関し学識経験のある者

(2) 保育に関し実務経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条で規定する担当事務が終了し、当該保育事業者が決定するまでの間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(除斥)

第6条 委員は、自己の利害に関係のある選定に加わることができない。

(意見聴取)

第7条 委員会は、専門的事項を調査及び審議する必要があるときは、委員以外の者に意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。